142
4.4.26

福県医発第323号（地）
令和４年４月26日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

芦屋町「子ども医療」「重度障がい者医療」「ひとり親家庭等医療」
各医療費助成制度の拡大について

今般、芦屋町において、子育て世代の経済的負担を軽減するため、「子ども医療」の医療費の助成について中学３年生まで無料としていた入院・入院外の自己負担額を、令和４年７月１日診療分より18歳まで無料とする旨、同町より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

また、「重度障がい者医療」及び「ひとり親家庭等医療」の医療費助成につきまして、子ども医療と同様に令和４年７月１日診療分より18歳（18歳に達する日以後の最初の３月31日）まで無料となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

１）本制度の実施方法につきましては、これまでの各医療費助成制度の現物支給方式と同様とされますことを申し添えます。

２）詳細につきましては、別紙をご参照いただく又は、芦屋町役場住民課保険年金係（093-223-3532）までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　橋本朋也
会長　島田昇二郎

（公印省略）

４芦住保第５２号
令和４年４月１８日

公益社団法人 福岡県医師会　御中

芦屋町長　波多野 茂丸
（住民課　保険年金係）

芦屋町「子ども医療」「重度障がい者医療」「ひとり親家庭等医療」各医療費助成制度の拡大について

春暖の候、貴会におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本町の福祉医療事業および医療保険行政に格別なご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度、芦屋町では子育て世代の経済的負担を軽減するために「子ども医療」の医療費助成について、独自に制度の拡大をはかることとなりました。内容は、入院・入院外医療費のうち、保険診療の自己負担分を中学校３年生まで無料としていたものを、**令和４年７月１日診療分から、１８歳※まで無料**とするものです。

これに併せて、「重度障がい者医療」「ひとり親家庭等医療」の医療費助成についても、子ども医療と同様に**令和４年７月１日診療分から、１８歳まで無料**となります。

なお、この制度の実施方法につきましては、これまでの各医療費助成制度の現物支給方式と同様とします。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※１８歳：１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで。

【お問い合わせ先】
〒807-0198
福岡県遠賀郡芦屋町幸町２番20号
芦屋町役場　住民課　保険年金係
担当：尾﨑、志村
ＴＥＬ 093－223－3532（係直通）

【芦屋町　令和4年7月1日から】

令和4年7月1日受診分から、芦屋町独自の子育て支援の取組として、「子ども医療」、「ひとり親家庭等医療」、「重度障がい者医療」の助成内容を一部拡大いたします。

【子ども医療】

●中学3年生まで無料としていた入院・入院外の自己負担額が、18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。以下同じ）無料になります。

【令和4年6月30日受診分まで】		【令和4年7月1日受診分から】	
対象者	自己負担額	対象者	自己負担額
0歳～中学3年生	入院=徴収しない 入院外=徴収しない	0歳～18歳まで	入院=徴収しない 入院外=徴収しない

※入院時の食事代、差額室料代、保険適用外費用などは助成対象外です。　（下線部分が助成内容の拡大部分）

※生活保護を受給している人は対象になりません。

【ひとり親家庭等医療】

●中学3年生まで無料としていた入院・入院外の自己負担額が、18歳まで無料になります。

【令和4年6月30日受診分まで】		【令和4年7月1日受診分から】	
対象者	自己負担額	対象者	自己負担額
小学1年生～中学3年生	入院=徴収しない 入院外=徴収しない	小学1年生～18歳まで	入院=徴収しない 入院外=徴収しない
・高校生世代の子 ・母子家庭の母 ・父子家庭の父	入院＝1日当たり500円（月7日限度） 入院外＝1月当たり800円を限度	・母子家庭の母 ・父子家庭の父	入院＝1日当たり500円（月7日限度） 入院外＝1月当たり800円を限度

※自己負担額は、いずれも1医療機関（薬局を除く）ごとに負担していただく金額です。　（下線部分が助成内容の拡大部分）

※入院時の食事代、差額室料代、保険適用外費用などは助成対象外です。

※生活保護を受給している人は対象になりません。

【重度障がい者医療】

●中学3年生まで無料としていた入院・入院外の自己負担額が、18歳まで無料になります。

【令和4年6月30日受診分まで】		【令和4年7月1日受診分から】	
対象者	自己負担額	対象者	自己負担額
小学1年生～中学3年生	入院=徴収しない 入院外=徴収しない	小学1年生～18歳まで	入院=徴収しない 入院外=徴収しない
高校生世代以上	入院＝1日当たり500円（月20日限度） 〔※低所得者の場合、 1日当たり300円（月20日限度）〕 入院外＝1月当たり500円を限度	18歳以上～	入院＝1日当たり500円（月20日限度） 〔※低所得者の場合、 1日当たり300円（月20日限度）〕 入院外＝1月当たり500円を限度

※自己負担額は、いずれも1医療機関（薬局を除く）ごとに負担していただく金額です。　（下線部分が助成内容の拡大部分）

※入院時の食事代、差額室料代、保険適用外費用などは助成対象外です。

※精神障害者については、精神病床への入院に係る費用は助成対象外です。（中学1年生～18歳の人を除く）

※低所得の人（住民税非課税世帯の人）は、加入している保険者が発行する「限度額適用認定証」があれば、入院時の自己負担額が300円（日額）に軽減されます。

※生活保護を受給している人は対象になりません。